

岐阜県公報

第 千 九 百 三 十 号
平 成 二 十 年 三 月 十 八 日
(火曜日)

目 次

告 示

○道路の区域変更 (道路維持課) 一九七ページ
○道路の供用開始 (同) 一九八

公 示

○落札者等に関する公示 (情報企画課) 二〇一
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 二〇一
○平成二十年年度調理師試験の実施 (生活衛生課) 二〇一
○指定自立支援医療機関の指定 (保健医療課) 二〇二
○土地改良区の設立の適当の決定 (農地計画課) 二〇三
○県営土地改良事業の換地計画の決定 (同) 二〇三
○県営土地改良事業の換地処分 (同) 二〇三
○土地改良事業の施行の適当の決定 (同) 二〇三
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (建設政策課) 二〇三
○基本測量の終了 (用地課) 二〇四
住宅供給公社公告 (公共建築住宅課) 二〇五

正 誤

○可児都市計画公園事業の認可中訂正中訂正 (法務・情報公開課) 二〇五
○保安林に指定する予定である旨の通知中訂正 (治 山 課) 二〇五

告 示

岐阜県告示第百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道		道路の種類	
号四百十七		路線名	
揖斐郡揖斐川町徳山字岩蔓九二六番七地先から同郡同町同字同九二四番一地先まで		区間	
後	前	区域敷地の幅員(メートル)	
一五・九 一〇八・一	一五・九 七四・七	延長(メートル)	
一三八・〇		備考	

岐阜県告示第百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	中之元線 古川線	揖斐郡大野町大字寺内字 村ノ内一四二番一地从 中ノ内一四二番一地从 古川線	同郡同町大字稲富字 五段田一四六番七地从 で	後	前	七・六 一〇・〇	九八五・七
				後	前	一〇・三 一五・三	

岐阜県告示第百七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	金関山線	加茂郡七宗町神渕字奥田 口五三二九番二地从先 同郡同町同字龍九	同郡同町同字龍九 四八五番地先まで	後	前	二・〇 二七・六	二六三・〇
				後	前	二・〇 二七・六	二六三・〇

岐阜県告示第百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定の年月日)
一般国道	二百四十号	美濃加茂市加茂野町加茂野字 浦七八番地先から 同八〇番一の二地先まで	同市同町同字	四・八	平成 二〇・三・八	平成 七・三・三

岐阜県告示第百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定の年月日)
				ル(メートル)		

岐阜県告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
金 山 線	加茂郡七宗町神測字奥田口五 三二九番二地先から 同 郡 同 町 同 字 龍九四八 五番地先まで		二六・三〇	平成 二〇・三・一八	平成 二〇・三・一八

県道	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
瑞浪線 大野瀬線	瑞浪市土岐町字南山八〇一七 番一六地先から 同 市 同 町 字 同 八〇一七 番一六地先まで		八三・八	平成 二〇・三・一八	平成 二〇・三・一八
	瑞浪市土岐町字南山八〇一五 番一〇地先地内		二〇・〇		
	瑞浪市稲津町小里字馬道ヶ峰 一八番八地先地内		四三・七		

岐阜県告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
肥 田 石 線	土岐市肥田町肥田字西之洞二 二四七番二九地先地内		七〇・〇	平成 二〇・三・一八	平成 二〇・三・一八

岐阜県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
下明智線	恵那市申原字下大平四二五八 番一六地先から 同 市 同 字 同 四一七五 番一六地先まで		三〇・三	平成 二〇・三・一八	平成 二〇・三・一八

岐阜県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百五十七号	下呂市馬瀬川上字小屋垣内三三〇番二地先から同市同字パンバセ五二四番二地先まで	前A 後B	三・〇〇 九・七 二・〇〇	三・七〇 一八・〇 一八・〇	BA及び関係図面に示す敷地の範囲を分る。

岐阜県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	御岳山線 朝日線	高山市朝日町胡桃島字上内与十郎四二六番一地先地	前 後	四・五 一・六〇 九・五 一・六〇 一・五〇・〇	一・三九・〇 一・五〇・〇	

岐阜県告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	古川線 府線	飛騨市古川町金森町三五〇番八地先から同市同町同番二四地先まで	前 後	九・三 一・四・三 一・〇・五 一・四・三	一・五・七 一・五・七 一・五・七	

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 電子複写機（カラー）複写料の単価契約 3台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成20年 1月18日
- 4 落札者を決定した日 平成20年 2月29日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜県岐阜市西荘4丁目7番5号
日東事務機株式会社
代表取締役 村瀬 隆夫
- 6 落札金額 6,03円／複写片面1枚
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年二月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人シルバー移動サービス

三代表者の氏名 新家 則之

四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町宮田二二四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、高齢や障害等のために身体移動能力や日常生活動作が不十分な人々に対して、自らの意志に基づき安心して移動や日常生活が出来るようにする支援活動に関する事業を行い、もって高齢者や障害者等の保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

○平成二十年度調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、岐阜県調理師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第六十六号）第七条の規定により公示します。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日

平成二十年八月十三日（水）

二 試験場所

岐阜会場 各務原市那加鋸田町三〇番地の一 中部学院大学各務原キャンパス

多治見会場 多治見市十九田町二丁目八番地 多治見市文化会館

多治見市上野町五丁目六八番地の一 東濃西部総合庁舎

高山会場 高山市下林町三五三番地 高山西高等学校

三 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条（高等学校の入学資格）に規定する者又は調理師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされた者（以下「学校教育法第五十七条に規定する者等」という。）で多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条各号に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事し

たもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書（岐阜県調理師法施行規則別記第五号様式）に次の書類を添えて、県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課に提出してください。

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「調理師試験願書在中」と朱書き、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒500-8570岐阜市藪田南二丁目一番一号）に提出してください。

1 履歴書

2 調理業務従事証明書（岐阜県調理師法施行規則別記第六号様式）

3 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証する書類（姓又は名が変わった者は、出願前三月以内に作成した戸籍抄本を添付してください。）

4 写真（出願前三月以内に正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、無帽 上半身のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。）

六 願書受付期間

平成二十年六月九日（月）から同年六月十三日（金）まで。なお、郵送による受験申込みは、同年六月九日（月）から同年六月十三日（金）までの消印のあるものに限って受け付けます。

七 受験手数料

六千百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください（消印はしないでください）。なお、郵送による場合は、六千百円分の岐阜県収入証紙又は定額小為替を同封してください。

八 合格発表

平成二十年九月十日（水）に岐阜県庁及び各保健所に受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に合格通知書を交付します。

九 試験結果の提供

平成二十年度調理師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

調理師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階）及び県の各保健所

十 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 試験について不明な点は、各保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課に問い合わせてください。

○指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
調剤薬局 羽島	羽島市竹鼻町狐穴三四三二一	精神通院	平成二〇・二・一
いずみ調剤薬局	美濃市極楽寺五一四	精神通院	平成二〇・二・一
上中薬局	羽島市上中町長間一七三五一二	精神通院	平成二〇・二・一
たんぼば薬局 羽島店	羽島市新生町三二二六四一四	精神通院	平成二〇・三・一
キマタ薬局	瑞浪市上平町四一九一二	精神通院	平成二〇・三・一

（指定訪問看護事業者等）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
シテイタワー・訪問看護ステーション	岐阜市橋本町二二五二	精神通院	平成二〇・一・一

○土地改良区の設立の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八條第一項の規定により、次の土地改良区の設立を適当と決定したので、同条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
瑞浪東部土地改良区	瑞浪東部地区	瑞浪市役所	平成二〇・四・三・一八から四・一六まで

○県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九條の二第一項の規定により、県営土地改良事業小坂地区坂下工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七條第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年三月十八日から
同年四月十六日まで

二 縦覧場所

下呂市小坂振興事務所前揭示場

○県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九條の二第九項の規定により、

県営土地改良事業恵北地区見佐島工区の換地処分を平成二十年二月二十九日にしたので同法第八十九條の二第十項において準用する同法第五十四條第四項の規定により公示する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

○県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九條の二第九項の規定により、県営土地改良事業恵北地区本郷工区の換地処分を平成二十年二月二十九日にしたので、同法第八十九條の二第十項において準用する同法第五十四條第四項の規定により公示する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

○土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
富加町	絹丸地区	富加町役場	平成二〇・四・三・一八から四・一六まで

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項第四号（廃業等）の規定に基

つき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成十九年十二月三十一日	伊藤建築	伊藤秀夫	海津市海津町福江一〇四	般十九一〇二 一一八	建築一式工事業
平成二十年一月十五日	加藤工務店	加藤章三	大垣市南高橋町二丁目九七の四	般十七一〇九 四四	建築一式工事業
平成二十年一月三十一日	有限会社林産業	代表取締役 林在沢	多治見市滝呂町一六丁目二番地の六一	般十五一〇〇 九九	土木一式工事業
平成二十年一月二十一日	株式会社森七組	代表取締役 森大輔	美濃市二八九四	般十九一二 九二一	造園工事業
平成二十年二月八日	松本建設株式会社	代表取締役 松本健吾	多治見市笠原町一九一九一六	般十八一七 四四	タイル・れんが・ブロック工事業
平成二十年二月二十二日	岐阜北建設株式会社	代表取締役 義陸	岐阜市茂地五番地の六	般十八一二 一九	土木一式及び土・コンクリート工事業
平成二十年二月十八日	有限会社大栄技建	代表取締役 後藤和正	飛騨市古川町栄一丁目二番一四号	般十八一五 〇〇五九	土木一式、土・コンクリート、鋼構造物及び水道施設工事業
平成二十年二月十一日	有限会社オオガ建設	代表取締役 大鋸栄	土岐市泉町定林寺一五三番地の二	般十八一六 〇〇一九一	土木一式、大工及び土・コンクリート工事業
平成二十年二月十一日	大野建設	代表取締役	揖斐郡大野町	般十九一二	管及び造園工事業

平成二十年二月二十九日	サンヨーハウス株式会社	代表取締役 岡本兼	岐阜市西川手三二五三	般十八一〇 一六三三	建築一式工事業
平成二十年二月二十九日	有限会社サトー建工	代表取締役 佐藤正明	岐阜市金町五丁目二番地	般十六一〇 〇一九九	土木一式、土・コンクリート、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十年二月十二日	株式会社	役 高橋一良	大字黒野九四一番地の七	一三二	

○基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類
基本測量（二等磁気測量）
- 三 作業期間
平成十九年五月二十五日から
同 年六月二十七日まで
- 四 作業地域
下呂市

住宅供給公社公告

岐阜県住宅供給公社公告第一号

本公社において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定により公告する。

平成二十年三月十八日

岐阜県住宅供給公社

理事長 薫 田 大二郎

一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称

岐阜県住宅供給公社

二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

岐阜市営住宅管理条例施行規則（平成三年岐阜市規則第三十三号）別表第一（一）の表市営住宅名の欄に記載する市営住宅及びその共同施設

三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容

岐阜市営住宅管理条例の一部を改正する条例（平成十九年岐阜市条例第四十八号）の規定による改正後の岐阜市営住宅管理条例（平成三年岐阜市条例第二十四号）第四十七条第二項各号に掲げる権限を行うこと

四 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○正 誤

（校正誤り）

平成二十年二月二十九日第九百二十五号 可児都市計画公園事業の認可中訂正一五九頁上段前から五行目から七行目中「第五十九条第一項の規定により可児都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する」の誤り。」は、「第五十九条第一項の規定により可児都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、第六十三条第一項の規定により可児都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する」の誤り。」の誤り。

○正 誤

（原稿誤り）

平成十九年十一月十三日第千八百九十六号 保安林に指定する予定である旨の通知（岐阜県告示第六百六十九号）七九四頁下段前から十六行目から十八行目中「字ヲリト・字釜ヶ谷・字ヲリワキ・字大ツル・字金谷・字中尾・字三谷・字滝谷大ヒヨ・字水上谷・字又次郎谷・字三ツ辻登り尾・字大芦倉・字外ノ平・字中ノ平（以上十四字国有林。次の図に示す部分に限る。）」は、「字ヲリワキ・字大ツル・字中尾・字三谷・字滝谷大ヒヨ・字水上谷・字又次郎谷（次の図に示す部分に限る。）」・字ヲリト・字釜ヶ谷・字金谷・字三ツ辻登り尾・字大芦倉・字外ノ平・字中ノ平」の誤り。

平成二十年三月十八日印刷
平成二十年三月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
四八、〇〇円
岐阜飯尾
岐阜文芸社